



特253

378

シフレット第三十二輯
十四年十二月

名古屋市に於ける小賣業經營の實態

名古屋商工會議所内
名古屋實業組合聯合會

始



特253
378

興亞奉公日の実施項目

今回政府で設定された興亞奉公日の趣旨に基き、當日は全國舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆昌を祈念し奉ると共に、愈々興亞の大業を翼賛して強力日本建設に精進するの決意を新にすべき事を提唱する。

尙當日は特に戦場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自肅自戒し、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝ様期待する。

- 一 護國の英靈に感謝を捧げ、戦歿勇士の墓參や墓地の清掃を行ふこと。
- 一 前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行ふこと。
- 一 努めて歩くこと。
- 一 特に緊張して働くこと。
- 一 服装と食事は特に質素にすること。
- 一 酒と煙草はやめること。
- 一 遊興はやめること。
- 一 この日に節約した金は必ず貯金すること。

國民精神總動員中央聯盟

目次

第一章 總 說	一
第一節 調査の趣旨及内容	一
第二節 調査の施行經過	三
(一) 調査の準備	四
(二) 調査の實施	五
(三) 調査の成績	六
第二章 名古屋市小賣業經營の實態總觀	六
第一節 開業年代	六
(一) 新規開業及營業の譲受の割合	九
(二) 新規開業及營業の譲受の割合	九
第二節 現在の營業狀態	二
第三節 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係	二五
(一) 開業前の店主の經歷	二五
(二) 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係	二六



第四節 従業員数及それと営業状態との關係……………一八

(一) 従業員數……………一八

(二) 従業員數と營業狀態との關係……………三三

第五節 經營困難なる主なる理由……………三五

(一) 概 說……………三五

(二) 同業者の過剩……………三七

(三) 百貨店の壓迫……………三六

(四) 産業組合の壓迫……………三六

(五) 購買會の壓迫……………三六

(六) 公私設市場の壓迫……………三六

(七) 金融 融 雜……………三六

(八) 統制經濟の影響……………三六

(九) 従業員 雜……………三六

第六節 將來に對する見透……………三五

第七節 最も近き同業者迄の距離及それと營業狀態との關係……………三七

(一) 最も近き同業者迄の距離……………三七

(二) 最も近き同業者迄の距離と營業狀態との關係……………四〇

第八節 三町以内の同業者數及それと營業狀態との關係……………四三

(一) 三町以内の同業者の數……………四三

(二) 三町以内の同業者の數と營業狀態との關係……………四七

第九節 常得意の最遠距離……………五一

名古屋市に於ける小賣業經營の實態

第一章 總 說

第一節 調査の趣旨及内容

商工省に於ては都市に於ける小賣業者の戰時統制經濟下の經營の實情を調査し、以て小賣業者の保持振興を圖る諸般の方策施設の計畫樹立の基礎資料となすべく、今夏六大都市を始め全國主要三十都市につき、小賣業經營の一齊調査を企圖せられ、七月中旬日本商工會議所を通じて關係三十商工會議所に調査依頼があつたので、本所に於ても後述の通り關係組合及愛知、名古屋、名古屋第二、名古屋第三の四商業學校の援助を得て、八月二十二、三の兩日に互り市内小賣商店約三千につき調査を実施したのである。

今回の小賣業經營調査票は卷末添付の調査票の通りであるが、今之れにつき簡単に説明すると次の通りである。

(一) 調査業種

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 米穀商 | 2 蔬菜果實商 | 3 魚商 |
| 4 乾物商 | 5 肉類商 | 6 酒類商 |
| 7 菓子パン商 | 8 食料品商 | 9 薪炭商 |

10 家具商	11 瀬戸物商	12 金物商
13 呉服商	14 洋服商	15 婦人子供服商
16 夜具蒲團商	17 洋品雜貨商	18 文房具商
19 玩具商	20 小間物商	21 靴商
22 履物商	23 藥種商	24 時計眼鏡貴金屬商
25 電氣器具商	26 ラヂオ蓄音器商	27 書籍雜誌商
28 荒物商	29 萬屋	

以上の二十九業種であるが、20小間物商の中には化粧品商も包含せられ、29の萬屋は異なる五つ以上の業種に屬する商品を取扱つてゐる店舗を指すことになつてゐる。

(二) 調査事項

次の十一項目であるが出来る限り記入洩れのなきを期する爲めその記入の極めて簡單なる事項に止め、六の營業状態の如きも詳細なる計算の記入を要求することなく、業者の主観による黒字赤字の別の記入を求めたに過ぎない。

- 一、調査業種
- 二、開業年月
- 三、新規開業及營業譲受の割合
- 四、開業前の店主の経歴

- 五、従業員數
 - 六、現在の營業状態
 - 七、經營困難なる主なる理由
 - 八、將來に對する見透
 - 九、最も近き同業者迄の距離
 - 一〇、三町以内の同業者數
 - 二、常得意の最遠距離
- (三) 調査の日時 凡て昭和十四年八月一日現在の事實とす。
- (四) 調査店數及其の選定方法
- 一、前記二十九業種につき、各其業種の店舗總數の二割を標準とし、六大都市に於ては最低五〇店、最高二〇〇店とし、五〇店以下のときは全店調査すること。(尚ほこの店舗數選定方針は其の後最高二〇〇店、二〇〇店未滿の業種に付ては全店を調査することに改められたのであつたが、本所に於ては既に調査實施日も目睫に切迫して居りこれに應じ得なかつたのは遺憾であつた)。
 - 二、經營調査を行ふべき店舗は市内全地域に亘り、且つ大中小各規模のものを凡て包含すること。

第二節 調査の施行經過

(一) 調査の準備

今回の調査要項は前述の通りであるが、當所に於ては七月中旬日商よりの通報に接するや取敢へず愛知商業、名古屋商業、名古屋第二商業、名古屋第三商業の四商業學校に對し援助方を依頼し、七月末の調査打合會の打合を俟つて調査すべき店舗の選定に着手したが、本調査は一部の抜取調査であることと、本調査の目的は小賣業者の經營の實情を調査し、その保持振興策の基礎資料となすためとなつてゐるも、この調査の結果は目下小賣業改善調査委員會に於て研究立案中の小賣業許可制の内容にも重大なる影響を有するものとも考へられるので、その選定に對しては極めて慎重なる態度を以て臨み、調査業種中既に組合の結成されてゐるものについては八月三日組合代表者の參集を乞ひ、本調査の目的並に調査方針を詳細に説明し、これに最も適當と考へられる店舗の選定方を依頼し、組合のない業種に就ては當所に於て商工相談所備付の營業者カードによつて選定をなし、八月十日調査すべき店舗の選定を終つたのであつた。

かくて得た調査すべき店舗總數は總計二、八五四店であつたが、その區別は次の如く、全市内に行き亘ると共に大體各區の總店舗數に比例したものであつた。

千種區	一五六店	東區	四九〇店
西區	四二九店	中村區	二二一店
中區	七七六店	昭和區	二九三店
熱田區	二一五店	中川區	一〇九店
港區	六九店	南區	一〇六店

(二) 調査の實施

かくて諸般の準備を了し、八月十八日當所より右二、八五四店に對し依頼狀と共に調査票及記入注意事項を送附し、二十一日迄に夫々記入方を依頼し置き、二十二、三の兩日愛知、名古屋、名古屋第二、名古屋第三の四商業學校の職員及生徒四百二十名の勤務奉仕の下に調査票の蒐集を實施し、記入間違や記入不備のものは生徒に於て調査の上記入し、一旦蒐集した調査票についても不備のものは更に再調査を行ふ等極力記入洩れを防いだ。

(三) 調査の成績

前記の如く今回の調査票の蒐集に當つては、四商業學校生徒の奉仕を得、直接調査店舗に赴き之を蒐集したので、全調査店舗の約九五%に當る二、七〇二店より調査票の提出を受くることを得たと共に、生徒諸君の努力により、各事項共記入洩れのもの極めて僅少に止まつたことは從來のこの種調査の成績に較べ實に格段の好成績と云ふべく、關係各位の絶大なる御援助の賜と感謝の至りに堪えない。業種別に見た調査票提出店舗の數は左の如くである。

業種		報告店數	業種		報告店數
(一) 米穀商		一九四	(一) 蔬菜果實商		二二二
(二) 魚類商		四六	(二) 乾物商		六〇
(三) 肉類商		八七	(三) 酒類商		二〇〇
(四) 菓子パン商		一七八	(四) 食料品商		五〇
(五) 薪炭商		一五七	(五) 家具商		一一五
			(六) 家具商		五

(二) 瀬戸物商	五一	(三) 金物商	七七
(三) 呉服商	九八	(四) 洋服商	六一
(五) 婦人子供服商	四九	(六) 夜具蒲團商	四八
(七) 洋品雜貨商	八九	(八) 文房具商	六七
(九) 玩具商	一四	(十) 小間物商	一五三
(三) 靴商	六六	(三) 履物商	一三二
(三) 藥種商	一七七	(四) 時計眼鏡貴金屬商	六五
(五) 電氣器具商	五〇	(六) ラヂオ蓄音器商	七〇
(七) 書籍雜誌商	五七	(八) 荒物商	四〇
(九) 萬屋	三九	合計	二、七〇二

(一業種平均九三店強)

第二章 名古屋市小賣業經營の實態總觀

第一節 開業狀態

(一) 開業年代

この開業年代の調査によつては、その業種の需要増加の推移の狀態を辿り得ると共に、業者の新陳代謝の模様を知

り得、古くから存する業種にて新しき年代に開業の店舗の多きものは一面に於てその繼續年數の比較的短いものなることを示してゐるものと云へる。今回の調査の結果を、明治以前、明治年代、大正年代、昭和年代の四に大別して見ると次の如くなつてゐる。

年 代	店 數	百 分 比
明 治 以 前	九一	三・三九
明 治 年 代	五四七	二〇・四〇
大 正 年 代	九九五	三七・一〇
昭 和 年 代	一、〇四九	三九・二一
合 計	二、六八二	一〇〇・〇〇

(註) 不明又は記入洩れのもの集計より除く、以下同じ

即ち昭和年代に開業のものが最も多く、大正年代に次ぎ、續いて明治年代、明治以前となつて居り、矢張り新しい年代に出來た店が多く、七割五分以上が大正以後に出來たものであり、明治以前より續いてゐるものは極く少數に過ぎない。

明治以前 この時代から續いてゐる店の多いのは荒物商が第一で、同業種報告店舗數の一五・〇〇%に當つて居り、之に次いで乾物商(一一・六七%)、菓子パン商(八・〇〇%)、瀬戸物商(七・八四%)、玩具商(七・一四%)、夜具蒲團商(六・二五%)、薪炭商(五・一三%)等が比較的多くなつてゐる。洋服商、婦人子供服商、靴商、電氣器具商、ラヂオ蓄

音器商が全然この年代に存在してゐないのは當然のことであるが、呉服商で明治以前から續いてゐるものが一軒も無かつたのは些か意外に感じるところである。

明治年代 この年代に開業して現在まで續いて来たものゝ多いのは米穀商が第一で報告店舗の三三・五一%に達し、之に次いで乾物商も三三・三三%となつてゐる。二〇%を超える業種には酒類商(二九・五〇%)、蔬菜果實商(二九・四一%)、玩具商(二八・五七%)、履物商(二五・七六%)、萬屋(二五・六四%)、瀬戸物商(二一・五七%)、家具商(二一・〇五%)、菓子パン商(二〇・五七%)、薪炭商(二〇・五一%)の外、明治以前に全然無かつた呉服商も、明治年代に開業のもの二一・六五%となつてゐる。この年代に於ても婦人子供服商、ラヂオ蓄音器商は未だ極く僅少に過ぎない。

大正年代 この年代になつて開業者の最も多いのは藥種商で、同業種報告店舗数の五八・一九%がこの年代の開業者となつてゐるが、これは賣藥新製品がこの時代に續出し、店舗營業が可能となつて來、從來の賣藥行商を壓迫して來たによるものと考へられる。洋服が一般化し、廣く各學校の制服の制定を見たのもこの年代で、従つてこの時代に洋服商の開業したのも五五・七四%に達してゐる。書籍雜誌商が五四・三九%で之に次いでゐるのも、この年代になつて一般の教養程度が非常に向上し、書籍雜誌に対する需要が急増した事情を反映してゐるものと云へる。この外この年代の開業者の割合が四〇%以上を占めてゐる業種には、家具商(四五・六二%)、乾物商(四一・六七%)、靴商(四一・五四%)、呉服商(四〇・二二%)、食料品商(四〇・〇〇%)がある。他方この年代に開業の少い業種を見るに、婦人子供服商が八・一六%で一番少くなつてゐるのはその商業の發達した事情から見ても當然のことであるが、之に次いで文房具商が二三・八八%、薪炭商が二六・九二%で二十九業種の平均の三七・一〇%に比し、遙かに低位にあるのは、之

等の經營が極めて困難で、永續するものが少いことを示してゐるものであらう。

昭和年代 この年代の開業は第一表の如く三九・一一%で他に較べて最も多くなつてゐるが、業種別に見てこの年代には入つての開業の店舗の割合が特に多くなつてゐるものはその歴史の新らしい業種か、人口増加により需要の激増を來したのか、或は又經營が比較的に永續性のしないものと云へるであらう。即ち婦人子供服商(八五・七二%)、ラヂオ蓄音器商(六五・七一%)、電氣器具商(五八・〇〇%)の如きは大體新しい歴史しか有してゐない商賣だと云へるし、文房具商(五九・七〇%)、肉類商(五六・四七%)、魚商、食料品商(各五〇・〇〇%)、洋品雜貨商(四八・三二%)、薪炭商(四七・四四%)、小間物商(四五・七五%)等は大體に於てその經營の永續性の少いものと云へよう。逆に比較的永續性の多いものとして昭和年代開業の少いものを拾つて見ると、乾物商の一三・三三%が最も永續性のあつたものと云ひ得べく、藥種商の二四・八六%、洋服商の二六・二三%、蔬菜果實商の二六・九六%、玩具商の二八・五七%、酒類商の二九・〇〇%、米穀商の二九・三二%等がある。

(二) 新規開業及營業の譲受の割合

次に開業の際、新規に開業したものと、既存の營業を譲受けて開業したものとの割合はどうなつてゐるかを見ると各業種ともに新規開業が絶對的に多くなつて居り、第二表の如く全體の八割六分は新規營業である。

第一表 新規開業、營業の譲受の割合

新規開業	報告店舗數	百分比
新 規 開 業	二、二九八	八五・八七

營業の讓受	三七八	一四・一三
合 計	二、六七六	一〇〇・〇〇

業種別に見て新規開業が極めて多いのは、玩具商(一〇〇・〇〇%)、金物商(九四・八一%)、靴商(九二・三二%)、食料品商(九二・〇〇%)、婦人子供服商(九一・八四%)、呉服商(九一・七五%)、洋品雜貨商(九一・〇一%)、電氣器具商(九〇・〇〇%)があり、大體に於て、定まつた常得意を有しない業種か、新しい歴史の業種と云へる。之に反し營業の讓受が比較的多くなつてゐる業種は文房具商(二二・三九%)、乾物商(二二・六七%)、夜具蒲團商(二〇・八三%)、米穀商(二〇・五三%)、肉類商(二〇・二四%)、蔬菜果實商(一七・八二%)、菓子パン商(一七・一四%)等があるが、その中文房具商は割合廢業者が多い上に通常學校の附近でなければ到底經營が維持し難く、従つて最もその營業の場所が制限せられてゐる爲めに營業の讓受が比較的になつてゐるものと見られ、他のものも大體附近に一定數以上の顧客を有することを要する性質のもので、營業を讓受けることにより最初から附近に一定數の顧客を確保して開業するを有利と考へられる業種の様である。尤も營業の讓受の多いのは一應廢業者が比較的多いからとも見られるが、名古屋市では廢業した後同じ種類の營業が出来ることが少く却つて他種の營業が始められるのが多いのではないかと思はれるし、調査の結果から推察しても前記の理由によることが多いのではないかと考へる次第である。

次に開業年代の異なるにつれて、新規開業と營業の讓受の割合はどう變つて來てゐるかを見ると、第三表の如くなつてゐる。

第三表 開業年代による新規開業營業の讓受の割合の變遷

年 代	新規開業店數(同上百分比)	營業の讓受店數(同上百分比)
明治以前	六六(七四・二%)	一一三(二五・八%)
明治年代	四七〇(八六・二%)	七五(二三・七%)
大正年代	八七五(八七・九%)	一一〇(一二・〇%)
昭和年代	八八七(八四・七%)	三七八(二五・二%)

即ち明治以前に於ては營業の自由が充分に認められて居らず、分家暖簾別等による新規開業の外は、既存の營業の讓受をなして開業するを要したため、營業の讓受の割合が二六・八四%に達して居り最も多くなつてゐるが、明治、大正となるにつれ、營業の自由の認められると共に、我國經濟の急激なる進展につれて、都市は大膨脹を遂げ、爲めに配給部門も亦大なる發達を見、之に吸収せられる人口も次第に多くなり、従つてこの年代では殆ど新規開業のみとなつてゐる。然し昭和年代に入るに及び漸く業者の過剰を來すと共に、他面、百貨店、購買會、生産者の直接販賣進出等の壓迫を蒙り、小賣業の經營は極めて困難となり廢業するもの續出し、再び營業の讓受の割合が増加を示して來てゐる。

業種別に見て、昭和には入つて營業の讓受の割合が急に増加して來てゐるものは、蔬菜果實商、肉類商、履物商、夜具蒲團商等であるが、之に反して金物商は昭和年代の開業店數三十の中、營業の讓受による開業は全然無いと云ふ現象を示してゐる。其他詳細は卷末統計を参照せられたい。

第二節 現在の營業狀態

現今小賣業者の經營狀態は非常に苦しいと云はれてゐるが、黒字と赤字の割合はどんな狀態になつてゐるのであらうか。又それと今回調査の各種の事項との關係はどうなつてゐるのであらうか。之等を知る爲めに調査票には「現在の營業狀態」なる欄を設け、黒字赤字の記入を求めたが、この黒字赤字と云ふのは現在家族の生活に必要な最少限度の家計費を含めて、黒字か赤字かを意味するものであり、然かも詳細な計算の記入を要求したものでなく、一に業者の主觀的判斷に委したので、従つて今回の記入は業者の見當によつて記入せられたものが多いことと思はれる。而してかくの如く業者の主觀に委した記入の時は、從來の調査の例に徴すれば、相當赤字に偏倚するもの、様であるに拘らず、今回の報告の結果が第四表の如く、黒字のもの及損益なもの、合計五六%、赤字のものが四四%で、赤字のものが黒字のものよりも少かつた。(尙ほ調査の當時米穀商が玄米の値上りと白米小賣價格据置による利潤皆無となり居たる爲め、非常に經營が困難となつて居り、その八割までが赤字と記入してゐたことは全體的に見て赤字の率を幾分高めてゐる)。

第四表 現在の營業狀態

損益別	報告店數	百分比
黒字のもの	一、四八四	五五・〇二
損益なきもの	二四	〇・八九
赤字のもの	一、一八九	四四・〇九
合計	二、六九七	一〇〇・〇〇

次に二十九業種を現在の營業狀態の良好なもの、順に並べて見ると第五表の如くで、黒字のもの、最も多い業種は

時計眼鏡貴金屬商、洋品雜貨商及婦人子供服商の三つで、何れも黒字のものが七〇%を超えてゐるが、之等は主として最近の急激な需要の増加によるものと考へられる。黒字のものが六〇%以上のものは呉服商を始めとして九業種、五〇%以上のものは菓子パン商を始め十業種で、以上の二十二業種が赤字より黒字のもの、方が多くなつてゐる。残りの七業種が黒字より赤字のもの、方が多くなつて居り、黒字のものが四〇%臺のものは瀬戸物商、家具商、薪炭商、荒物商の四、同じく三〇%臺のものは肉類商、靴商の二で、米穀商のみは前述の理由から黒字のもの一七・五三%に過ぎない。尙ほ之等赤字の理由については後に「經營困難なる理由」のところにて詳述することとする。

第五表 業種別現在の營業狀態良好の順位

(黒字のものの率の大小による。太線以下は赤字の方多きものなり。)

順位	業種	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの
一	時計眼鏡貴金屬商	七二・三二	〇・〇〇	二七・六九
二	洋品雜貨商	七一・九一	〇・〇〇	二八・〇九
三	婦人子供服商	七一・四三	二・〇四	二六・五三
四	呉服商	六九・三九	〇・〇〇	三〇・六一
五	食料品商	六八・〇〇	二・〇〇	三〇・〇〇
六	藥種商	六六・六七	〇・五六	三三・七七
七	魚物商	六五・二二	〇・〇〇	三四・七八
八	履物商	六四・八八	一・五三	三三・五九
九	乾物商	六四・四一	〇・〇〇	三五・五九

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
靴	肉	荒	薪	家	瀬	ラ	書	酒	文	金	玩	洋	電	夜	菓	小	蔬	萬
						チ	籍						氣	具	子	菜		
						オ	類	類	房				器	蒲	間	果		
							蓄	類	具	物	具	服	具	團	物	實		
							音	具										
							器											
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	屋
三四・八五	三八・三七	四二・五〇	四四・五九	四六・〇九	四七・〇六	五〇・〇〇	五二・六三	五四・二七	五五・二二	五五・八四	五七・一四	五七・三八	五八・〇〇	五八・三三	五九・八九	六〇・二三	六三・六八	六四・一〇
〇・〇〇	二・三三	〇・〇〇	〇・〇〇	三・四八	〇・〇〇	一・四三	〇・〇〇	三・五二	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一・六四	二・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・六五	〇・四七	〇・〇〇
六五・一五	五九・三〇	五七・五〇	五五・四一	五〇・四三	五二・九四	四八・五七	四七・三七	四二・二一	四四・七八	四四・一六	四二・八六	四〇・九八	四〇・〇〇	四一・六七	四〇・一一	三九・二二	三五・八五	三五・九〇

二九	米	穀	商	一七・五三	〇・五一	八一・九六
----	---	---	---	-------	------	-------

第三節 開業前の店主の経歴と営業状態との関係

(一) 開業前の店主の経歴

本項調査の目的は店主が開業前商業に経験が有つたか又は全く素人から小賣業に轉じて來たかを知り、その経験の有無が、その營業状態に如何なる影響を及ぼしてゐるかを見るにあつた。本調査にあらはれた店主の開業前の経歴は第六表の如く、矢張り同種營業の子弟又は徒弟たりしものが最も多くなつてゐるが、全然商業に経験の無いそれ以外の者も二六%に達して居り、小賣業の小資本無経験にての開業の容易なことを物語つて居り、他の商業者からの轉業者が最も少なくなつてゐる。

第六表 開業前の店主の経歴

現在と同種營業の徒弟(註)	報告店數	百分比
一、五五三		五七・六九
他の商業者	四三七	一六・二三
それ以外の者	七〇二	二六・〇八
合計	二、六九二	一〇〇・〇〇

(註、子弟で父兄の營業を繼いだものを含む)

而して専門の知識、経験、技能等を要する業種は矢張り同種營業の徒弟であつたものが多くなつて居り、これに該當するものには時計眼鏡貴金屬商(八三・〇八%)、洋服商(八一・九六%)、靴商(七八・四六%)、酒類商(七六・五〇%)、家具商(七五・六五%)、魚商(七三・三三%)、履物商(七一・九七%)、乾物商(七〇・〇〇%)等がある。

次に他の商業者よりの轉業者が比較的に多いのは玩具商の四二・八六%を始めとし、食料品商(三〇・〇〇%)、文房具商(二八・三六%)、洋品雜貨商(二七・二七%)、瀬戸物商(二五・四九%)等があり、他の商業者よりの轉業の最も少いのは時計眼鏡貴金屬商の四・六一%で、靴商、洋服商も極めて少くなつてゐる。

素人から小賣商に轉じて來た者の多いのは萬屋(四七・三七%)、藥種商(四五・二〇%)、金物商(三八・九六%)、薪炭商(三七・五八%)、ラヂオ蓄音器商(三七・一四%)、婦人子供服商(三四・六九%)、蔬菜果實商(三三・九九%)、電氣器具商(三二・〇〇%)、小間物商(三一・三七%)、食料品(三〇・〇〇%)等で、開業が小資本無經驗で簡單に出来るものが多く、現在同業者の過剩に悩んでゐる業種が多い。

(二) 開業前の店主の經歷と營業狀態との關係

然らばこれ等店主の開業前の經歷は現在の營業狀態に如何に影響して來てゐるか。これについての集計の結果は第七表の如く、三經歷の間に殆ど差異がなく、全般的に見て、店主の開業前の經歷は現在の營業狀態には大して影響がない様である。他の商業からの轉業者が一番營業狀態が良くなつて居るのは、これは商業に經驗あると共に、轉業する場合新しい商賣は確實だとの大體の見透がつかねば轉業しないためであらう。現在と同種營業の徒弟が之に次いで居り、それ以外の者から轉じて來たのが、矢張り一番赤字のものが多くなつてゐる。

第七表 店主の經歷と營業狀態との關係 (一) (右一報告店數) (左一百分比)

店主の經歷	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
現在と同種營業の徒弟	八六一 (五・五五)	一五 (〇・九七)	六七四 (四・四六)	一、五五〇 (一〇〇・〇〇)
他の商業者	二四七 (五・七六)	五 (一・一五)	一八三 (四・〇七)	四三五 (一〇〇・〇〇)
それ以外の者	三七三 (五・三三)	四 (〇・七五)	三二五 (四・三〇)	七〇二 (一〇〇・〇〇)
合計	一、四八一 (五・三三)	二四 (〇・八七)	一、一八二 (四・九九)	二、六八七 (一〇〇・〇〇)

業種別に店主の開業前の經歷と營業狀態との關係を見ると第八表の様になり、現在と同種營業の徒弟たりし者が著しく好いのは食料品商、小間物商、時計眼鏡貴金屬商、萬屋等であり、他の商業者たりし者が特によくなつてゐるものには蔬菜果實商、薪炭商、瀬戸物商、文房具商があり、それ以外の者からの轉業者が特に良好な營業狀態を示してゐるのは酒類商、電氣器具商と云ふことになつて居り、反對に特に悪い營業狀態を示してゐるものは、現在と同種營業の徒弟では薪炭商、靴商、他の商業者では肉類商、時計眼鏡貴金屬商、電氣器具商、それ以外の者では瀬戸物商、洋品雜貨商、文房具商、玩具商等である。

第八表 店主の経歴と営業状態との関係 (二) (○を附したるものは特に著しきものなり)

店主の経歴	他の経歴に比し営業状態の良好なるもの	他の経歴に比し営業状態の不良なるもの
現在と同種営業の徒弟	肉類商、○食料品商、呉服商、婦人子供服商、洋品雑貨商、○小間物商、履物商 ○時計眼鏡貴金屬商、○萬屋	蔬菜果實商、○薪炭商、○靴商、ラヂオ蓄音器商
他の商業者	○蔬菜果實商、魚商、乾物商、菓子パン商、○薪炭商、家具商、○瀬戸物商、洋服商、○文房具商、玩具商、藥種商、ラヂオ蓄音器商、書籍雜誌商、靴商	米穀商、○肉類商、酒類商、金物商、婦人子供服商、夜具蒲團商、履物商、○時計眼鏡貴金屬商、○電氣器具商、荒物商
それ以外の者	米穀商、○酒類商、金物商、夜具蒲團商、○電氣器具商、荒物商、靴商	魚商、乾物商、菓子パン商、食料品商、家具商、○瀬戸物商、呉服商、洋服商、○洋品雑貨商、○文房具商、○玩具商、小間物商、藥種商、書籍雜誌商、萬屋

第四節 従業員数及それと営業状態との関係

(一) 従業員数

本調査に於て被調査店舗の規模を示す項目はこの従業員数のみである。之を家族従業員及雇入従業員の使用の如何によつて分つて見ると第九表の如くになつてゐる。

第九表 従業員使用別店数

摘 要	店 数	百分 比
全然従業員を有せざるもの	九二	三・四一
家族従業員のみを有するもの	二 人以内 五 人以内 十 人以内	一、二六二 一七五 三
雇入従業員のみを有するもの	二 人以内 五 人以内 十 人以内 二十 人以内 二十 一人以内	四六・七二 六・四八 〇・一一 五三・三一 一・九三
計	一、四四〇	
計	五二	一・六七
計	四五	〇・五二
計	一四	〇・二五
計	七	〇・三三
計	九	四・七〇
計	一二七	八・五二
計	二二〇	二〇・一八
計	五四五	七・二六
計	一九六	二・二二
計	六〇	

二十一人以上	一一	〇・四〇
計	一、〇四二	三八・五八
合 計	二、七〇一	一〇〇・〇〇

これによると全然従業員を有せず、店主一人のみで経営を維持してゐるのは三・四一%に過ぎず、その他のものは誰れか従業員を有してゐることになる。家族従業員のみを有するものは五三・三一%と報告總店数の過半数を占めて居り、その中でも従業員二人以内のものが壓倒的に多く、名古屋市内の小賣商店の約半分は夫婦二人か、他に一人位家族従業員のある店だと云ふことになる。家族従業員及雇入従業員兩方を有するものが之に次いで多く、全體の三八・五八%に當つてゐるが、これも同じ様に五人以内の小規模のものが大部分を占めてゐる。雇入従業員のみを有するものは全體の四・七〇%となつてゐるが、その中には極めて大規模のものが少数含まれてゐる。

全然従業員を有せず店主一人で経営してゐる極小規模の店舗の多い業種は、薪炭商(一三・三八%)、電氣器具商(一一・〇〇%)、荒物商(一〇・〇〇%)、靴商(七・五七%)で、其他の業種は何れも五%以下となつてゐる。薪炭商が特に多くなつてゐるのは主婦が副業又は内職的に之を經營してゐることが多い事情によるものと考へられる。

家族従業員のみを有する店舗の多いのは、玩具商(一〇・〇〇%)、瀬戸物商(八六・二七%)、金物商(七七・九二%)、荒物商(七七・五〇%)、萬屋(七六・九二%)、履物商(七三・四九%)、文房具商(七一・六四%)、蔬菜果實商(六八・八七%)、呉服商(六七・〇一%)、ラヂオ蓄音器商(六四・二九%)、小間物商(六三・四〇%)、藥種商(六一・五九%)等で、孰れも小規模で、且つ商品を配達するを要しない業種が多い。又家族従業員のみを有する店舗の少い方では、

婦人子供服商(一八・三七%)、洋服商(二四・五九%)、酒類商(二七・〇〇%)、乾物商(二八・三三%)、靴商(二八・七九%)、書籍雜誌商(二九・八一%)等がある。

次に雇入従業員のみを有する店舗の多い業種は、洋服商が第一で、報告店数の二一・三二%に當つて居り、之に次いで時計眼鏡貴金屬商(一五・三八%)、靴商(一三・六四%)、ラヂオ蓄音器商(一二・〇〇%)、書籍雜誌商(一〇・五三%)、家具商(八・七〇%)等であるが、瀬戸物商、玩具商には全然この種の店舗が無かつた。

最後に家族従業員及雇入従業員兩方を有する店舗の多い業種は、婦人子供服商の七三・四七%を始めとし、乾物商(七〇・〇〇%)、酒類商(六六・五〇%)、書籍雜誌商(五六・一四%)、家具商(五五・六五%)、洋服商(五二・四六%)、靴商(五〇・〇〇%)は孰れも其報告業者の半分以上がこれに屬してゐる。

尙ほ報告店舗全體の使用してゐる従業員の總数は第十表の如く八、二八四名、一店平均三・〇六人となつて居り、使用従業員数の多い業種は書籍雜誌商、洋服商、婦人子供服商、乾物商、菓子パン商等である。

第十表 従業員總數及一店舗平均員數

従業員別	人数	一店當り人数
家族従業員	四、一一九	一・五二
雇入従業員	四、一六五	一・五四
合 計	八、二八四	三・〇六

(二) 従業員數と營業狀態との關係

然らばこの家族及雇入従業員の有無と現在の營業狀態との關係はどんな具合になつてゐるか、今回の集計の結果は

第十一表の如くなつてゐる。

第十一表 従業員と營業狀態との關係 (一) (右―店數、左―百分比)

従業員使用別	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
全然従業員を有せざるもの	三〇 (三三・六)	〇 (〇・〇)	六二 (六七・三)	九二 (100・0)
家族従業員のみを有するもの	七五二 (五三・六)	四 (〇・二)	六八三 (四七・四)	一、四三九 (100・0)
雇入従業員のみを有するもの	七七 (六〇・六)	二 (一・五)	四八 (三七・〇)	一二七 (100・0)
両方の従業員を有するもの	六二四 (六〇・三)	一八 (一・七)	三九六 (三八・二)	一、〇三八 (100・0)
合計	一、四八三 (五五・〇)	二四 (〇・八)	一、一八九 (四四・〇)	二、六九九 (100・0)

即ち現在の營業狀態の最も良好なのは、比較的規模の大きい店の多いと思はれる雇入従業員のみを有するもので、黒字のものが六〇・六三%となつて居り、之より稍々下つて、両方の従業員を有するものが六〇・一二%で第二位となつてゐる。家族従業員のみを有するもの、營業狀態は、前二者よりは相當下つて黒字のものが五二・二六%となつてゐる。

て、なほ黒字のものゝ方が多いが、全然従業員を有せざるものゝみは、黒赤が逆になり赤字のもの六七三九%に達してゐる。

次に業種別にどの種の従業員を有するものが最も現在の營業狀態が良く、どれが一番悪いかを表示すると第十二表の通りになる。(この場合全然従業員を有せざる店舗は薪炭商を除いては非常に少いので之を除外した)。これを概括すると、

業種	最も黒字の多き業種數	第二に黒字の多き業種數	黒字の最も少き業種數
家族従業員のみを有するもの	一	一四	一四
雇入従業員のみを有するもの	一六	三	八
両方の従業員を有するもの	一一	一一	五

と云ふ結果になり、雇入従業員のみを有するものが斷然良いことになり、家族従業員のみを有するものゝ第一位にあるのは玩具商(これも雇入従業員を有する店がない)一つあるに過ぎず、反對に黒字の最も少いものでは十四業種に達し、一番悪い經營形態となつてゐる。

第十二表 従業員と營業狀態との關係 (二) (業種別)

業種	最も黒字の多きもの	同上 黒字の率	第二に黒字の多きもの	同上 黒字の率	最も黒字の少ないもの	同上 黒字の率
米穀商	雇入のみ	一八・九%	家族のみ	一七・八%	兩方	一六・八%
蔬菜果實商	兩方	六〇・二%	同	六〇・二%	雇入のみ	五〇・〇%
魚商	同	六六・四%	同	六六・四%	同	〇・〇%

履靴	小間物	玩具	文房具	洋品	夜具	婦人服	洋服	呉服	金物	瀬戸物	家具	薪炭	食料	菓子	酒類	肉類	乾物
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	同	同	同	同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
75.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
同	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
60.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

第五節 経営困難なる主なる理由

二十九業種平均	萬	荒	書籍	ラヂオ	電気	時計	眼鏡	貴金屬	藥種
雇入のみ	雇入のみ	同	雇入のみ	雇入のみ	同	同	同	同	雇入のみ
60.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
60.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ	雇入のみ
60.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(一) 概説

小賣業の経営は昭和五、六年の不況以降、種々の原因が相重なり事變前より非常な困窮の状態にあつたが、之に加へて支那事變の進展による戦時經濟統制の強化殊に製造及販賣制限、價格統制の實施はこれ等小賣業部に直接大なる影響を及ぼし、その経営を益々困難ならしめてゐると云はれてゐるが、然らば現在小賣業者は如何なる理由に最も苦しんでゐるのか、又それは業種によつてどう異つてゐるのか。これを知る爲め今回の調査では「経営困難なる理由」としてその代表的なる八理由を掲げ、その中最も痛切に困難を感じてゐる理由のみにつき記入を求めた。これに對しては、報告總店數の四・二二%に當る一一四店が経営困難なる理由なしと記入したのみで、之と記入洩

れのもの一八を除いた残りの二、五七〇店は孰れかの事項について記入して居り、その困難なる理由の記入延總數は四、六九五に達し、平均一店が一・七三理由について記入した割合になつてゐる。これを理由別にして示すと第十三表の通りである。

第十三表 經營困難なる主なる理由

理由	記入店數	報告總店數に對する比率	記入理由總數に對する比率
(1) 同業者の過剰	一、二五二	四六・三四	二六・七三
(2) 百貨店の壓迫	三七〇	一三・六九	七・九〇
(3) 産業組合の壓迫	一三九	五・一四	二・九七
(4) 購買會の壓迫	二一五	七・九六	四・五九
(5) 公私設市場の壓迫	三九三	一四・五五	八・三九
(6) 金融	二二三	七・八八	四・五五
(7) 統制經濟の影響	一、三三七	四九・四八	二八・五四
(8) 従業員難	七六五	二八・三一	一六・三三
合 計	四、六八四	一七三・三五	一〇〇・〇〇

右によると小賣業者がその經營上最も困難を感じてゐる理由は統制經濟の影響で、報告總店舖の半數に垂んとする一、三三七店(四九・四八%)が之を訴へて居り、經濟統制が特に中小商業者に重壓を加へてゐることが窺知し得られよう。之に次ぐものは同業者の過剰を訴へたもので、これも記入數一、二五二店(四六・三四%)に達してゐる。第三位はこれよりずつと下つて従業員難で、七六五店(二八・三一%)となり、以下公私設市場の壓迫が第四位で三九三店

(二四・五四%)、百貨店の壓迫が第五位で三七〇店(一三・六九%)、購買會の壓迫が第六位で二一五店(七・九六%)、金融難が第七位で二二三店(七・八八%)となり、産業組合の壓迫について記入したものが最下位で一三九店(五・一四%)に過ぎないが、これは今回の調査業種の中でこの壓迫を甚だしく受けてゐるのは、米穀商、薪炭商、蔬菜果實商等の數業種に限られてゐるため、全體としては非常に低くなつてゐるものと考へられる。以下各理由につき業種別に觀察して行こう。

(二) 同業者の過剰

前述の如く、今回の調査の報告總店數二、七〇二店の中、本理由を經營困難なる主なる理由と記入したものは實に一、二五二店(四六・三四%)に達してゐるが、業種別に見るときはどうかとなつてゐるか。最も記入率の多いものゝ順に記入率四〇%以上になつてゐるものを並べて見ると次の十八業種に達して居り、同業者の過剰に悩む業種が如何に多いかを知り得られる。

業種	記入率	業種	記入率
藥種商	(七五・七二%)	酒類商	(五九・五〇%)
小間物商	(五八・八二%)	玩具商	(五七・一四%)
書籍雜誌商	(五四・三九%)	蔬菜果實商	(五三・三〇%)
薪炭商	(五三・八七%)	履物商	(五二・二七%)
菓子パン商	(四六・六三%)	時計眼鏡貴金屬商	(四六・一五%)
呉服商	(四四・九〇%)	文房具商	(四四・七七%)
電氣器具商	(四三・〇〇%)	洋品雜貨商	(四三・八二%)

瀬戸物商 (四三・四%)
米穀商 (四一・七%)
ラヂオ蓄音器商 (四一・四%)
婦人子供服商 (四〇・八%)

これに對し本理由についての記入率が少く、従つて未だ極端な同業者の過剰を感じてゐないと考ふべき業種には魚商の記入率二一・七四%を始め、夜具蒲團商(二二・九二%)、肉類商(二五・二八%)、食料品商(二六・〇〇%)、家具商(二六・九五%)等がある。

(三) 百貨店の壓迫

百貨店は都市小賣商の目の敵の様に云はれ、小賣業者側からは種々百貨店に對する營業制限の強化が叫ばれ、遂に昭和十二年十月より百貨店法の施行を見るに至つたが、本調査にはこの影響が如何様に現はれて來てゐるか。既に掲げた様に、本理由に對する記入率は三七〇店、一三・六九%に過ぎないが、これは調査の業種の中に百貨店の重要取扱品目以外の業種が多數含まれてゐる爲めと考へられる。然し本理由について全然記入のなかつた業種は米穀商のみで、他は多かれ少なかれ記入されてあつた。その中最も記入率の多かつたのは玩具商の四二・八六%で、之に次いで吳服商の四一・八四%、文房具商の四〇・三〇%で、孰れも記入率四〇%を超えて居り、更らに二五%以上のものは夜具蒲團商(三五・四二%)、洋品雜貨商(三四・八三%)、小間物商(二八・一〇%)、荒物商(二七・五〇%)があり、常識的に考へて百貨店の壓迫を甚だしく受けてゐると想像される業種が總て記入の割合が多くなつてゐる。

(四) 産業組合の壓迫

本理由についても全然關係のない業種が數業種あつて全體の記入率は八理由の中で最も少く一三九店、五・一四%

と非常に低くなつてゐる。即ち魚商、食料品商、婦人子供服商、夜具蒲團商、文房具商、玩具商、時計眼鏡貴金屬商には全然記入せるものがなく、その他のものも少々づつは記入があつたが、殆ど總て記入率五%以下となつて居り、而かもその中にも記入に當り産業組合と購買會を混同してゐるのではないかと察せられるものも相當あつて、大都市に於ける小賣業者は特殊の業種を除いては、直接には産業組合の壓迫を殆ど感じてゐないと云ふことになる。

本理由についての記入率が最も多かつた業種は米穀商で三〇・四一%に達して居り、之に次いで薪炭商の一八・四七%となつてゐる。夜店その他に農家が直接進出して問題となつてゐる蔬菜果實商の記入率は、これより遙か下つて八・〇二%で第三位、外に記入率五%を超えるものは肉類商(五・七五%)、金物商(五・一九%)があるのみである。

(五) 購買會の壓迫

之についても全然記入した店のない業種に、魚商、瀬戸物商、婦人子供服商、玩具商、履物商、書籍雜誌商の六つがあつた。米穀商は本理由についても記入率が第一位で、二七・三二%に達して居り、酒類商(一八・五〇%)、文房具商(一七・九一%)、藥種商(一六・三八%)、薪炭商(一三・三八%)、荒物商(一〇・〇〇%)が記入率一〇%以上、乾物商(六・六六%)、洋服商(六・五六%)、肉類商(五・七五%)、ラヂオ蓄音器商(五・七一%)、蔬菜果實商(五・六六%)、小間物商(五・二三%)、金物商(五・一九%)、萬屋(五・一三%)が五%以上で他は孰れも記入率五%以下である。

(六) 公私設市場の壓迫

本理由について最も記入率の高かつたのは蔬菜果實商で、四九・五三%に當る店が之について記入してゐる。之に次いで乾物商が四六・六七%、魚商が三六・九六%となつてゐるが、魚商の如きは業者の言によれば公私設市場の壓

迫と行商の進出との爲め、市内に於て店舗を張つても、店賣だけでは到底やつて行かれないとの事で、魚店は極めて稀にしか存在してゐない。以て如何にその蒙むる壓迫が深甚であるかを知り得られよう。更らに以上三者に續いては、肉類商(三五・六三%)、酒類商(三〇・〇〇%)、食料品商(二六・〇〇%)、薪炭商(二〇・三八%)、萬屋(一五・三八%)、菓子パン商(一二・三六%)、履物商(一一・三六%)、荒物商(一〇・〇〇%)等があり、飲食料品小賣業が主であるが、米穀商の本理由に對する記入率は九・二八%で一〇%に達してゐない。なほ本理由についても全然記入のなかつた業種は洋服商外八業種あつた。

(七) 金融 融 雜

本理由に對する記入率は前に掲げた如く、一二三店、七・八八%で、八理由の中第七位にあり、この結果から見ると、商品の仕入が殆ど現金取引になつて來てゐるに拘らず、小賣商で極端な資金難に悩んでゐるものは案外少なく、小賣商の悩みはもつと外に大きなものがあると云ふことになる。

此の理由について記入率の多かつたのは婦人子供服商と洋服商で、記入率は前者一八・三八%、後者一八・〇三%で分割拂の多い洋服商が最も苦しんでゐる。之に次いで薪炭商(一五・二八%)、洋品雜貨商(一四・六一%)、乾物商(一三・二三%)、夜具蒲團商(一二・五〇%)、瀬戸物商(一一・七六%)、履物商(一一・三六%)、萬屋(一〇・二六%)、荒物商(一〇・〇〇%)等が比較的金融難に苦しんでゐる店の多い業種となつてゐる。

(八) 統制經濟の影響 (物資不足、物價の公定、貯蓄奨励、消費節約等)

現在小賣商の經營に最も大なる影響を與へてゐるのは、物資不足、物價の公定、貯蓄奨励、消費節約等統制經濟の

影響で、これについての記入が一、三三七店、四九・四八%に上り同業者の過剰の記入率と匹敵してゐることは既述の通りである。

今回の調査で、この統制經濟の強化による影響を最も強く受けてゐると現はれてゐるのは夜具蒲團商で、同業種報告店の八一・二五%までが之れを記入して居り、之に續いて靴商も矢張り記入率八〇・三〇%に達してゐる。記入率七〇%臺は玩具商(七八・五七%)、肉類商(七三・五六%)、金物商(七一・四三%)の三業種、六〇%臺ではラヂオ蓄音器商の(六七・一四%)を始めとし、洋服商(六五・五七%)、米穀商(六二・三七%)、時計眼鏡貴金屬商(六一・五四%)、洋品雜貨商(六〇・六八%)の五業種、五〇%臺のものでは薪炭商(五八・六〇%)、家具商(五六・五二%)、萬屋(五六・四一%)、婦人子供服商(五五・一〇%)、呉服商(五三・〇六%)、電氣器具商(五二・〇〇%)、履物商(五〇・〇〇%)の七業種がある。

之に對し統制經濟の影響を受けることの最も少ないのは生鮮食料品を取扱ふ蔬菜果實商で、記入率一五・一〇%に過ぎない。之れに次いで比較的記入率の低いものは瀬戸物商(一九・四一%)、乾物商(三一・六七%)、藥種商(三三・九〇%)、菓子パン商(三七・六四%)、食料品商(三八・〇〇%)等である。

(九) 從業員 雜

事變勃發以來、軍需工業の勞働力吸收のため、從來既にその困難を叫ばれてゐた小賣業者の從業員獲得難は更らにその困難の度を加へ、最近問題となつて來た小賣商許可制の實施についても、その實施反對の理由の一つとして、許可制實施の曉にはなほこの上の從業員難を來たす恐れが大であると云ふことが擧げられてゐる。

然らば現下最も従業員難の甚だしいのは如何なる業種で、どの程度に困つてゐるのか、之れを本調査の結果によつて見ると、最も記入率の高かつたのは家具商で、全體の五九・一三%の記入があり、之に次いで高かつたのは昨年四月免許制の實施以來非常な従業員難に陥つて來たと云はれてゐる酒類商で、その記入率は五一・五〇%に達してゐる。之に次いで書籍雜誌商(四九・一二%)、食料品商(四八・〇〇%)、乾物商(四六・六七%)、時計眼鏡貴金屬商(四三・〇八%)が記入率四〇%以上で、記入率三〇%以上のものには菓子パン商(三八・七六%)、洋服商(三七・七一%)、婦人子供服商(三四・六八%)がある。

以上経営困難なる主なる理由を、その理由別に概観して來たが、最後に業種毎にその特に困つてゐる事項三つづつ、とその記入率とを一覽表にして示して置こう(第十四表)。これによつてどの業種では如何なる理由について最も困つてゐるかを知らることが出來よう。而して同表を要約して見ると最も困つてゐる理由としては、

- 統制經濟の影響 一八業種
 - 同業者の過剩 八
 - 従業員難 二
 - 公私設市場の壓迫 一
- となつて居り、第二及第三番目に困つてゐる主なる理由は次の通りである。
- 第二に困つてゐる理由 一五業種
 - 同業者の過剩

- 統制經濟の影響 六
 - 従業員難 四
 - 公私設市場の壓迫 三
 - 百貨店の壓迫 一
- 第三に困つてゐる理由
- 従業員難 一二業種
 - 百貨店の壓迫 八
 - 同業者の過剩 四
 - 統制經濟の影響 三
 - 公私設市場の壓迫 一
 - 産業組合の壓迫 一

第十四表 小賣業經營の困難なる理由 (業種別)

業種	最も困難なる理由	同入率	第二に困難なる理由	同入率	第三に困難なる理由	同入率
米穀商	統制經濟の影響	四・七五%	同業者の過剩	四一・七五%	産業組合の壓迫	三〇・四二%
蔬菜果實商	同業者の過剩	五・三〇%	公私設市場の壓迫	四九・五〇%	従業員難	三・三三%

魚乾物	肉類	酒類	菓子類	食料品	薪炭	家具	瀾物	金物	吳服	洋服	婦人服	夜具	洋品	文房具	玩具	小間物	靴
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰
五・三	四・六	七・五	五・〇	四・六	四・〇	五・二	四・二	七・四	五・〇	六・五	五・〇	八・五	六・六	四・七	四・七	八・二	八・〇
公設市場の壓迫	私設市場の壓迫	私設市場の壓迫	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰
五・六	四・六	三・六	五・五	五・五	四・六	五・三	二・九	三・二	四・〇	三・七	四・〇	三・四	四・七	四・七	五・二	四・一	三・六
從業員難	同業者の過剰	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰
三・九	三・七	二・九	四・八	三・六	二・〇	二・四	二・六	一・七	一・五	四・八	三・七	三・六	四・〇	四・三	四・八	二・六	二・四

第六節 將來に對する見透

履物	藥種	時計眼鏡	電氣器具	ラヂオ蓄音器	書籍雜誌	荒物	萬
商	商	商	商	商	商	商	商
同業者の過剰	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	統制經濟の影響	統制經濟の影響
五・七	七・七	六・五	五・〇	六・七	四・三	四・〇	四・八
統制經濟の影響	統制經濟の影響	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰	同業者の過剰
五・〇	三・九	四・一	四・〇	四・三	三・五	三・三	四・四
百貨店の壓迫	從業員難	從業員難	從業員難	從業員難	統制經濟の影響	百貨店の壓迫	從業員難
一・六	三・九	四・〇	二・〇	四・二	七・五	二・五	二・三

報告小賣商店の現在の營業狀態は既述の如く黒字のもの五五・〇二%、損益なきもの〇・八九%、赤字のもの四四・〇九%となつてゐるが、之等の業者はその營業の將來に對しては如何なる見透をなしてゐるのであらうか。この點につき今回の調査に於ては

營業の繼續可能なるもの 二、三五〇店 (八八・四八%)

廢業の餘儀なきもの 三〇六店 (一一・五二%)

となつて居り、前記黒字の比率に比し遙かに營業繼續可能の率が多くなつてゐる。これは赤字の店でも、同じ營業を

續けてゆくより外に何等有利な營業を見出し得ない様な事情の者もあり、又かゝる調査では税金其他の關係を考慮して黒字の場合でも赤字と記入するものが相當あると云ふ傾向にもよるのであらう。

然して右の中の廢業の餘儀なきものに付き、轉業の途の有無の記入を求めたところ

轉業の途あるもの
六八店 (二三・二九%)
轉業の途なきもの
一二四店 (七六・七一%)

(外に内譯記載なきもの一四あり)

となつて居り、大部分は轉業の途なく、直ちに轉業對策の對象とせねばならぬものが多くなつてゐる。

次に業種別に見て營業繼續可能のものが九〇%以上を占めるものは夜具蒲團商を始め十五業種に及んでゐる。

- 夜具蒲團商 (九七・八七%)
- 靴 商 (九五・四五%)
- 食料品商 (九四・〇〇%)
- 呉 服 商 (九一・四九%)
- 書籍雜誌商 (九一・二三%)
- 婦人子供服商 (九五・八四%)
- 萬 屋 (九四・八七%)
- 家 具 商 (九三・〇四%)
- 履 物 商 (九一・四七%)
- 洋品雜貨商 (九〇・九一%)
- 魚 商 (九五・五六%)
- 菓子パン商 (九四・二九%)
- 蔬菜果實商 (九一・八七%)
- 藥 種 商 (九一・三八%)
- 文房具商 (九〇・九一%)

残りの十四業種もその中十三業種迄は八〇%臺であるが、曩に現在の營業狀態に於て赤字が全體の八一・九六%に達してゐた米穀商のみは、矢張り營業繼續可能のもの六八・九五%の低率にあり、實際に於ても米穀商の廢業は最近多くなつてゐるようである。

尙ほ廢業の餘儀なきものを業種別に見て轉業の途の有無がどうなつてゐるか云ふと、轉業の途なきものばかりなのは洋品雜貨商、婦人子供服商、萬屋で、轉業の途なきものゝ多いのは藥種商の九二・八六%、米穀商の九一・二三%、洋服商の八八・八九%、履物商の八八・八九%、呉服商の八七・五〇%等である。

第七節 最も近き同業者迄の距離及それと營業狀態との關係

小賣業はおしなべて同業者過剩と云はれてゐる(本調査に於ても第五節に既述の通り、之を訴へた業者は全體の四六・三四%に達してゐる)。然らば實際に於て小賣業者はその近邊にどれ程の競争相手有して營業してゐるのであらうか。又一定距離以内の同業者の多寡及最寄同業者迄の距離の遠近の如何は業者の營業狀態に對し如何なる影響を及ぼしてゐるのであらうか。本節及次節は共にこの點を明かにする爲めに調査せられたもので、一は距離の點から眺め、一は數の點から見たものである。

(一) 最も近き同業者(店舗)迄の距離

本項に關する今回の調査の結果を、十間以内、三十間以内、一町以内、五町以内、六町以上(何れも直線距離によらず、順路によつた距離とす)の五つに分けて見ると第十五表となる。

第十五表 最も近き同業者迄の距離

距 離	店 舗 數	百 分 比
十間以内に最寄同業者を有するもの	四九五	一八・三七

三十間以内	六六四
一町以内	八〇八
五町以内	六九一
六町以上	三六
合計	二、六九四
	一〇〇・〇〇

即ち半町から一町迄の間に最も近い同業者を有するものが最も多く、約三〇%を占めて居り、之に次いで五町以内、三十間以内、十間以内となり、六町以上のものが最も少くなつてゐる。尚ほ右の内一町以内の三者を合計すると一、九六七店、割合にして七三・〇一%となり、殆ど總ての業者は一町以内に少くとも一名の同業競争者を有してゐることになつてゐる。

最も近い同業者迄の距離が十間以内のもの、多い業種は、矢場町、裏門前町一帯に密集してゐる家具商で、報告同業者總数の六二・六一%の多數が十間以内に最寄同業者を有して居り、第二位の萬松寺、杉ノ町通りに軒を並べてゐる洋服商の五五・七四%と共に、他の業種に較べて遙かにこれが多くなつてゐる。之に次いで洋品雜貨商(三九・〇八%)、文房具商(三七・三一%)、小間物商(三二・六八%)、萬屋(二八・二一%)、菓子パン商(二五・八四%)、呉服商(二二・四五%)等であるが、反對に十間以内には同業者を有する店が全然無い業種にラヂオ蓄音器商があり、肉類商(五・八一%)、夜具蒲團商(六・二五%)、時計眼鏡貴金屬商(七・六九%)、電氣器具商(八・〇〇%)、食料品商(八・〇〇%)、乾物商(八・三三%)、魚商(八・六九%)、蔬菜果實商(九・〇一%)、靴商(九・〇九%)等が少い方である。

最も近い同業者迄の距離が十一間以上三十間以内のものが最も多い業種は、酒類商で同業報告店總数の三九・一九

%に當つて居り、次いで菓子パン商が三七・六四%、履物商が三六・三七%となつて居る。以下洋品雜貨商(三二・一九%)、小間物商(三〇・七二%)、時計眼鏡貴金屬商(二九・二三%)、薪炭商(二八・六六%)、萬屋(二八・二一%)、呉服商(二七・五五%)、米穀商(二七・三二%)、夜具蒲團商(二五・〇〇%)等が比較的多い業種である。肉類商はこの距離でも少く、八・一四%に過ぎないが、其他の業種は孰れも一〇%以上となつてゐる。

三十一間以上一町以内の間に初めて同業者のある小賣業者が、前述の通り今回の調査では一番多くなつてゐるが、業種別に見て最も多いのは玩具商で、報告同業者の五〇・〇〇%を占めて居り、之に次いで蔬菜果實商(四九・二九%)、米穀商(四一・七五%)で、米屋と八百屋は大體平均して一町弱位に一軒づゝある割合となつてゐる。時計眼鏡貴金屬商も四〇・〇〇%に當り、三〇%臺のものには、藥種商の三七・二九%以下、靴商(三六・三七%)、薪炭商(三五・〇三%)、魚商(三四・七八%)、酒類商(三四・一七%)、履物商(三三・三三%)、萬屋(三三・三三%)、荒物商(三三・五〇%)の八業種となつてゐる。之に對しかゝる店の少い業種は家具商(一〇・四三%)、夜具蒲團商(一一・五〇%)、洋服商(一四・七五%)等である。

最も近い同業者迄の距離が一町一間以上五町以内の業者の多い業種は、ラヂオ蓄音器商(五八・五七%)、肉類商(五八・一五%)、夜具蒲團商(五〇・〇〇%)、乾物商(四八・三三%)、食料品商(四八・〇〇%)、瀬戸物商(四七・〇六%)、金物商(四二・一一%)、魚商(四一・三一%)等で、之等は近所に大して目の敵となる様な同業者はないと云ふことになる。少ない方では洋服商(九・四八%)、萬屋(一〇・二五%)、菓子パン商(一一・二四%)、家具商(一一・三二%)、洋品雜貨商(一一・四九%)、小間物商(一二・四二%)、酒類商(一三・五七%)等である。

最も近き同業者迄の距離が六町以上も離れてゐるような業者は、新聞地にあるもの又は特殊の業種の外は極めて少く、従つて今回の調査に於ても、最寄同業者迄の距離が六町以上離れてゐる様な店舗の全然無かつた業種は、米穀商、蔬菜果實商、酒類商、菓子パン商、金物商、洋服商、洋品雜貨商、玩具商、小間物商、靴商、履物商、萬屋の十二業種に及んでゐる。この様な店舗の比較的が多い業種は食料品商で、一二・〇〇%と遙かに他の業種と飛び離れて居り婦人子供服商の六・三八%、夜具蒲團商の六・二五%、ラヂオ蓄音器商の五・七二%等が之に次いでゐる。

更らにこれを最も近き同業者迄の距離が一町以内のものとして二町以上のものとに二大別にして見て、一町以内のものが多いのは、洋服商の九〇・一六%を第一とし、萬屋(八九・七五%)、洋品雜貨商(八八・五一%)、菓子パン商(八八・二四%)、小間物商(八七・五八%)、酒類商(八六・四三%)、家具商(八六・〇八%)、米穀商(八一・四四%)、履物商(八一・〇〇%)の順となつて居り、他は何れも八〇%以下となつてゐる。反對に一町以上のものゝ方が一町以内のものより多くなつてゐる業種は、ラヂオ蓄音器商が第一で、報告同業者總数の六四・二九%は一町以上のものとなつて居り、之について肉類商(六一・六三%)、食料品商(六〇・〇〇%)、夜具蒲團商(五六・二五%)の三業種があるに過ぎず、乾物商は双方丁度半々となつてゐる。

(二) 最も近き同業者迄の距離と營業状態との關係

次に最も近き同業者迄の距離の如何が現在の營業状態に及ぼす影響を見るに、第十六表の如く、一町以内のもの三十間以内のものとの順序が逆になつてゐるけれども、概略的に見て矢張り同業者から遠く離れてゐる店舗の方が營業成績が好いと云ふ結果が出て來てゐる。

第十六表 最寄同業者迄の距離と營業状态(一)(右―店數、左―百分比)

	黒字のもの		赤字のもの		合計
	店數	百分比	店數	百分比	
十間以内	二四九	一一	一三五	四九五	
三十間以内	五〇・三〇	二二・三三	四七・四七	一〇〇・〇〇	
一町以内	三六二	五	二九五	六六二	
一町以内	四三二	六	四四・五六	一〇〇・〇〇	
一町以内	五三・六〇	〇・七四	三五八	八〇六	
五町以内	四一四	二	二七四	六九〇	
五町以内	六〇・〇〇	〇・二九	三九・七一	一〇〇・〇〇	
六町以上	二二	〇	一三	三六	
六町以上	六三・八九	〇・〇〇	三六・一一	一〇〇・〇〇	
六町以上	一、四八〇	二四	一、一八五	二、六八九	
合計	五五・〇四	〇・八九	四四・〇七	一〇〇・〇〇	

之を更らに業種別に見ると第十七表の通り全くまち／＼であるが、どの業種にとつても十間も離れてゐない處に同業者のあるのは商賣がやり難い様である。

第十七表 最も近き同業者迄の距離と營業状态との關係(二)(業種別)

業種	最も黒字の 多きもの 字の率	第二に黒字 の多きもの 字の率	第三に黒字 の多きもの 字の率	第四に黒字 の多きもの 字の率	同上黒 字の率	最も黒字の 少きもの 字の率
米穀商	五町以内	卅間以内	一町以内	十間以内	四・七	(六町以上の) ものなし
蔬菜果實商	五町以内	卅間以内	卅間以内	十間以内	五・六	(六町以上の) ものなし
魚類商	十間以内	一町以上	五町以内	一町以内	三・五	(六町以上の) ものなし
乾物商	六町以上	五町以内	卅間以内	一町以内	四・七	(六町以上の) ものなし
肉類商	一町以内	十間以内	五町以内	六町以上	三・三	(六町以上の) ものなし
酒類商	五町以内	十間以内	一町以内	卅間以内	四・九	(六町以上の) ものなし
菓子パン商	五町以内	卅間以内	十間以内	一町以上	四・九	(六町以上の) ものなし
食料品商	五町以内	卅間以内	六町以上	卅間以内	四・九	(六町以上の) ものなし
薪炭商	六町以上	一町以内	卅間以内	卅間以内	三・〇	(六町以上の) ものなし
家具商	六町以上	五町以内	卅間以内	十間以内	三・六	(六町以上の) ものなし
瀬戸物商	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以上	三・六	(六町以上の) ものなし
金物商	卅間以内	五町以内	一町以内	十間以内	三・三	(六町以上の) ものなし
呉服商	六町以上	十間以内	五町以内	一町以内	三・三	(六町以上の) ものなし
洋服商	一町以内	卅間以内	十間以内	五町以内	三・三	(六町以上の) ものなし
婦人子供服商	卅間以内	五町以内	十間以内	一町以内	三・三	(六町以上の) ものなし
夜具蒲團商	一町以内	六町以上	十間以内	五町以内	三・三	(六町以上の) ものなし
洋品雜貨商	五町以内	卅間以内	十間以内	一町以内	三・三	(六町以上の) ものなし

業種	最も黒字の 多きもの 字の率	第二に黒字 の多きもの 字の率	第三に黒字 の多きもの 字の率	第四に黒字 の多きもの 字の率	同上黒 字の率	最も黒字の 少きもの 字の率
文房具商	六町以上	町以内	卅間以内	五町以内	五・〇	(六町以上の) ものなし
玩具商	卅間以内	五町以内	十間以内	一町以内	四・六	(六町以上の) ものなし
小間物商	五町以内	十間以内	卅間以内	一町以内	四・六	(六町以上の) ものなし
靴物商	卅間以内	五町以内	一町以内	十間以内	四・六	(六町以上の) ものなし
履物商	卅間以内	一町以内	五町以内	十間以内	四・六	(六町以上の) ものなし
藥種商	五町以内	一町以内	卅間以内	十間以内	四・六	(六町以上の) ものなし
時計眼鏡貴金屬商	六町以上	一町以内	五町以内	十間以内	四・六	(六町以上の) ものなし
電氣器具商	五町以内	卅間以内	十間以内	一町以内	四・六	(六町以上の) ものなし
ラヂオ音器商	五町以内	卅間以内	六町以上	一町以内	三・七	(十間以上の) ものなし
書籍雜誌商	六町以上	一町以内	卅間以内	五町以内	四・四	(十間以上の) ものなし
荒物商	六町以上	卅間以内	十間以内	一町以内	三・八	(六町以上の) ものなし
萬屋	卅間以内	五町以内	一町以内	十間以内	四・六	(六町以上の) ものなし
二十九業種平均	六町以上	五町以内	卅間以内	一町以内	四・六	(六町以上の) ものなし

第八節 三町以内の同業者数及それと營業状態との關係

(一) 三町以内の同業者の數

前節に於て今回の調査の小賣業者の七三%餘は一町以内に最寄同業者が存在してゐることを知り得たが、然らば今度は同業者の數から見たならばどうなつてゐるか。之を知るために「三町以内の同業者の數」なる項目を設け、記入

を求めたが、その結果は第十八表の如く、三町以内の同業者数五人以内の店舗が最も多く、全体の六一・〇四%を占め、之に次いで十五人以上のものであるが、その数は遙か下つて二八・九三%に過ぎず、以下同業者全然無きもの五・一八%、三十人以上のもの三・六二%、三十一人以上のもの一・三三%となつてゐる。

第十八表 三町以内の同業者数 (一)

三町以内の同業者数	店 数	百 分 比
〇 人 以 内	一三九	五・一八
五 人 以 内	一、六三七	六一・〇四
十 五 人 以 内	七七六	二八・九三
三 十 人 以 内	九七	三・六二
三 十 一 人 以 上	三三	一・三三
合 計	二、六八二	一〇〇・〇〇

三町以内に全然同業者を有しない店舗の多い業種は、食料品商の三三・〇〇%が第一位で、之に次いで夜具蒲團商(二二・九二%)、ラヂオ蓄音器商(二〇・〇〇%)、瀬戸物商(一九・六一%)、肉類商(一六・四七%)、婦人子供服商(一六・三三%)、荒物商(一二・五〇%)等があり、大體前節の最も近き同業者迄の距離が一町以上離れてゐた店舗の多かつた業種である。逆に三町以内に同業者の一軒もない店舗の少いのは玩具商、萬屋、酒類商、菓子パン商で、孰れも一%以下であり、其他の業種も殆ど五%前後となつてゐる。

三町以内の同業者数一人以上五人以内のもの、割合は殆ど孰れの業種も五〇%以上となつて居り、五〇%以下のものは菓子パン商(四五・五〇%)、洋品雜貨商(四一・三八%)、酒類商(三九・三九%)、家具商(二九・二〇%)、洋服商(二六・二三%)の五業種があるのみである。この五人以内のもの、一番多い業種は玩具商(九二・八六%)で、之に次いで魚商(八六・六七%)、乾物商(八五・〇〇%)、電氣器具商(八一・六三%)、荒物商(八〇・〇〇%)の四業種が八〇%以上金物商(七七・九二%)、靴商(七七・二七%)、肉類商(七六・四七%)、瀬戸物商(七六・四七%)、夜具蒲團商(七五・〇〇%)、文房具商(七三・八五%)、呉服商(七〇・一〇%)の七業種が七〇%以上となつてゐる。

次に三町以内の同業者の数が六人以上十五人以下の店舗の一番多くなつてゐる業種は、酒類商(五五・〇五%)、洋品雜貨商(四八・二七%)、菓子パン商(四六・〇七%)、洋服商(二九・五一%)の四業種で、比較的この級の店舗の多い業種は小間物商の四五・一〇%を始め、薪炭商(三六・七八%)、書籍雜誌商(三三・三三%)、米穀商(三二・九九%)、履物商(三〇・五三%)、蔬菜果物商(二九・六七%)、藥種商(二九・三八%)、萬屋(二八・九五%)、時計眼鏡貴金屬商(二七・六九%)等である。

三町以内に十六人以上三十人以上の同業者を有してゐる店舗の多い業種は非常に少く、十六業種には全然之等の店舗が無かつた。この級の店の多い業種は、業種が一箇所に密集して居る家具商で、報告同業者数の三二・七四%に達して居り、之については之も業者の集つてゐる洋服商で、一四・七五%に當つてゐる。この二業種の外には一〇%以上となつてゐるものは一つも無く、五%以上のものとしては萬屋(七・八九%)、薪炭商(六・四五%)、菓子パン商(六・一八%)、婦人子供服商(六・一二%)、洋品雜貨商(五・七五%)の五業種がある。

最後に三町以内に同業者数三十一人以上を有してゐる店舗のある業種は、洋服商の二六・二三%を始め、家具商(八・

八五%)、洋品雜貨商(二・三〇%)、菓子パン商(一・六九%)、酒類商(〇・五一%)、蔬菜果實商(〇・四八%)の六業種に過ぎず、他は全然かゝる店舗を有してゐない。

次に小賣業者は三町以内に平均何人の同業者を有してゐるか云ふに、今回調査の店舗二、七〇二店の有する同業者總計は一五、一九三人となり、平均して三町以内に五・六二人の同業者を有してゐる勘定になつてゐる。之を業種別に同業者数の多い順に示すと第十九表の通りで、洋服商が一番多く三町以内に一八・六七人を算し、最も少い業種は夜具蒲團商の一・八三人となつてゐるが、この表によつて大體名古屋市内に於ける小賣業者の分布の状態を知り得る様である。

第十九表

三町以内の同業者數

(業種別)

業種	三町以内の平均同業者數	業種	三町以内の平均同業者數
(1) 洋服商	一八・六七	(2) 家具商	一五・三七
(3) 洋品雜貨商	七・五二	(4) 酒類商	七・四二
(5) 菓子パン商	七・三一	(6) 小間物商	六・四一
(7) 萬屋	六・一三	(8) 薪炭商	六・〇九
(9) 蔬菜果實商	五・〇八	(10) 米穀商	五・〇六
(11) 書籍雜誌商	四・八二	(12) 履物商	四・六七
(13) 藥種商	四・五八	(14) 呉服商	四・二九
(15) 時計眼鏡貴金屬商	四・〇五	(16) 婦人子供服商	三・九四

(17) 靴商	三・八五	(18) 文房具商	三・七八
(19) 玩具商	三・五〇	(20) 金物商	三・二七
(21) 電氣器具商	二・九六	(22) 乾物商	二・八三
(23) 魚商	二・七〇	(24) 荒物商	二・五八
(25) 食料品商	二・五二	(26) 肉類商	二・二四
(27) 瀬戸物商	二・二四	(28) ラヂオ蓄音器商	二・〇六
(29) 夜具蒲團商	一・八三		

(二) 三町以内の同業者數と營業狀態との關係

常識的に考へて附近に競争相手たる同業者が少く、獨占的傾向の大なるもの程その營業狀態が好いものと見られるが、今回の調査の結果は第二十表の如く、三十一人以上の同業者を有するものゝ營業狀態が一番よく、黒字のもの六〇・六一%となつてゐる。これは業者の密集してゐる程よいと考へられる様な業種か、左もなくば附近にかゝる多數の同業者を有する店舗は極く繁華な盛場に位置するものであり、全市凡ゆる方面からの顧客を吸収し得ると云ふような理由にもとづくものであらう。これに次いで五人以内のもので、黒字のもの五六・八三%であり、第三位は全然同業者の無きもので黒字のものが五三・九六%、第四位は十五人以上のもので五二・〇〇%、第五位が三十人以上のもので四九・四八%となつてゐる。

第二十表 三町以内の同業者數と營業狀態との關係(右一店數、左一百分比)

業種別	黒字のもの	損益なきもの	赤字のもの	合計
三町以内の同業者数	七五	〇	六四	一三九
〇人	五三・九六	〇・〇〇	四六・〇四	一〇〇・〇〇
五人以内	九二八	七	六九八	一、六三三
十五人以上	五六・八三	〇・四三	四二・七四	一〇〇・〇〇
三十人以上	四〇三	一三	三五九	七七五
三十一人以上	五二・〇〇	一・六八	四六・三二	一〇〇・〇〇
合計	四八	三	四六	九七
三十一人以上	四九・四八	三・一〇	四七・四二	一〇〇・〇〇
三十人以上	二〇	一	一二	三三
三十一人以上	六〇・六一	三・〇三	三六・三六	一〇〇・〇〇
合計	一、四七四	二四	一、二七九	二、六七七
合計	五五・〇六	〇・九〇	四四・〇四	一〇〇・〇〇

業種別にこの関係を見ると第二十一表の如くになつてゐるが、之を要約すると次の如くで三町以内の同業者五人以内のものゝ好い業種が一番多くなつてゐる。

第四に黒字の多きもの
最も黒字の少きもの

計 四 二 五 一 〇

第二十一表 三町以内の同業者数と営業状態の関係 (二) (業種別)

(備考) 他に該富店舗の全然なきものは、〇名に二業種、三十人以上に一六業種、三十一人以上に二三業種あり

業種	最も黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	同上黒字の多きもの	最も黒字の少きもの	同上黒字の多きもの
米穀商	五人以内	三・三	十五人以上	三・三	三十人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	三・三
蔬菜果實商	卅一人以上	二〇〇・〇〇	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
魚物商	〇名	二〇〇・〇〇	十五人以上	〇・〇	三十人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
乾物商	〇名	二〇〇・〇〇	十五人以上	〇・〇	三十人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
肉類商	五人以内	三・三	十五人以上	〇・〇	三十人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
酒類商	〇名	二〇〇・〇〇	十五人以上	〇・〇	三十人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
菓子パン商	卅一人以上	二〇〇・〇〇	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
食料品商	十五人以上	三・三	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
薪炭商	〇名	二〇〇・〇〇	三十人以上	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
家具商	卅一人以上	三・三	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
瀬戸物商	十五人以上	三・三	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇
金物商	五人以内	三・三	名	〇・〇	十五人以上	〇・〇	〇・〇	三十人以上	〇・〇

吳服商	〇名	三〇・〇〇	三十人以上	二〇〇・〇〇	五人以内	七・五〇	十五人以上	五・五〇	(三十一人以上のものなし)
洋服商	十五人以上	七・三〇	卅一人以上	五・五〇	三十人以上	五・五〇	五人以内	五・〇〇	五・〇〇
婦人子供服商	五人以内	六・九〇	三十人以上	六・七〇	十五人以上	六・〇〇	〇名	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
夜具蒲團商	十五人以上	二〇・〇〇	五人以内	五・三〇	〇名	五・五〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
洋品雜貨商	三十人以上	二〇・〇〇	十五人以上	三・八〇	五人以内	六・五〇	〇名	五・〇〇	卅一人以上
文房具商	〇名	二〇・〇〇	五人以内	五・三〇	十五人以上	五・七〇	三十人以上	五・〇〇	卅一人以上
玩具商	五人以内	六・五〇	十五人以上	〇・〇〇	(〇名、三十人以上)	五・七〇	三十人以上	五・〇〇	卅一人以上
小間物商	三十人以上	六・七〇	五人以内	六・三〇	十五人以上	六・七〇	〇名	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
靴物商	十五人以上	五・八〇	〇名	五・〇〇	五人以内	五・〇〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
履物商	五人以内	六・五〇	十五人以上	五・四〇	〇名	五・〇〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
藥種商	五人以内	六・元	十五人以上	三・四〇	〇名	五・〇〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
時計眼鏡貴金屬商	〇名	二〇・〇〇	五人以内	七・七〇	十五人以上	五・五〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
電氣器具商	五人以内	六・〇〇	十五人以上	六・〇〇	〇名	五・〇〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
ラヂオ蓄音器商	五人以内	五・六〇	十五人以上	四・七〇	〇名	五・七〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
書籍雜誌商	〇名	二〇・〇〇	五人以内	五・六〇	十五人以上	四・二〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
荒物商	五人以内	四・八〇	十五人以上	三・三〇	〇名	二・〇〇	三十人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
萬屋	十五人以上	七・三〇	五人以内	六・六〇	三十人以上	〇・〇〇	〇名	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)
二十九業種平均	卅一人以上	六・六五	五人以内	五・五〇	〇名	五・六〇	十五人以上	五・〇〇	(三十一人以上のものなし)

第九節 常得意の最遠距離

小賣業者はその經營が順調に發展して行く時は尙ほ一層の隆昌を願ふべく、又その經營が困難に陥る時はその經營を維持するため新たな顧客の獲得に努力するため、その常得意の最遠距離を益々擴大して行く傾向があるが、しかし之が極端な遠距離にまで及ぶときは、經費の著しき増嵩を來し、却つて營業狀態を悪化せしむるに至るのみならず、これは又國民經濟全體から見ても著しき不經濟と云はねばならないが、然らば現在小賣業者は如何程迄その距離を擴大して行つてゐるか、又業種別にはどうなつてゐるか、本項が設けられたのもかゝる理由にもとづくものであらう。(尤も事變の進展により物資が非常に不足を來すにつれ段々此の距離が短縮せられて來てゐるのは周知の通りである)

扱て今回の調査の結果は第二十二表の如くなつてゐるが、これは常得意の範圍を大體名古屋市及其の附近の町村の範圍内に於ける常得意に限つたものであることを含み置かれたい。

第二十二表 常得意の最遠距離

最遠距離	店數	百分比
五町以内	五七四	二一・三二
半里以内	四七一	一七・五〇
一里以内	五六一	二〇・八四
一里一町以上	六一五	二二・八四
不明のもの(註)	四七一	一七・五〇

(註 不明のもの大部分は現金賣で商品の配達もなせず、常得意かはつきりしないものと思はれる)

即ち同表では一里一町以上のものが最も多く、一二・八四%を占めて居り、如何に小賣業の營業地域が遠くまで擴がつてゐるかを知り得られる。之については五町以内、一里以内の順となり、半里以内のものと同不明のものが最低で、共に一七・五〇%の同率となつてゐる。

常得意の最遠距離が五町以上に及ばない業者の多い業種は、蔬菜果實商(五〇・〇〇%)、萬屋(四〇・〇〇%)、小間物商(三七・七五%)、藥種商(三七・二九%)、履物商(三六・六四%)、金物商(三三・七七%)、乾物商(三一・六七%)、肉類商(二九・八九%)で、日用品販賣の業種に限られて居り、逆に五町以内の最も少い業種は、米穀商(一・三〇%)、酒類商(一・五〇%)、洋服商(四・九二%)、書籍雜誌商(七・〇二%)、時計眼鏡貴金屬商(九・三八%)等である。

半里以内のもの、最も多い業種は、魚商(三九・一三%)、洋品雜貨商(二六・四四%)、食料品商(二四・四九%)で、比較的この割合の多くなつてゐるのは呉服商(二四・七四%)、藥種商(二四・二九%)、乾物商(二三・三三%)、萬屋(二一・〇八%)、夜具蒲團商(二二・九二%)、履物商(二二・一四%)、瀬戸物商(二二・五七%)、書籍雜誌商(二二・〇五%)、蔬菜果實商(二〇・七五%)、肉類商(二〇・六五%)等で、比較的少いのは、前の五町以内に於けると同じく、酒類商(四・五〇%)、洋服商(六・五六%)はこゝでも最も少く、之については、玩具商(七・一四%)、米穀商(七・七三%)等となつてゐる。

常得意の最遠距離が一里以内のもの、多い業種は、薪炭商(三六・三一%)、ラヂオ蓄音器商(三三・三三%)、呉服商

(三〇・九三%)、靴商(二五・七六%)で、これが第二に多くなつてゐるものには酒類商(三二・〇〇%)、書籍雜誌商(三一・五八%)、米穀商(二八・三五%)、時計眼鏡貴金屬商(二六・五六%)である。又これの少い業種は蔬菜果實商(八・四九%)、魚商(八・六九%)、履物商(九・九二%)等である。

常得意の最遠距離が一里一町以上の店舗の最も多くなつてゐる業種は非常に多い。中でも特に多いのは、米穀商の六一・八六%と酒類商の六〇・〇〇%で、この二業種の御用開配達の範圍が如何に遠方まで及んでゐるものが多いか、知り得られよう。之に次いで電氣器具商(三八・〇〇%)、洋服商(三六・〇六%)、書籍雜誌商、夜具蒲團商、家具商(以上三者共に三三・三三%)、婦人子供服商(三二・六六%)が多く、少い方の業種は近所の商店で買ふのを普通とする日用品を取扱つてゐる店か、全然通りかゝりの人相手である玩具商(〇%)、萬屋(二・五六%)、藥種商(四・八二%)、履物商(五・三四%)、魚商(六・五二%)、蔬菜果實商(七・〇八%)、荒物商(七・五〇%)、洋品雜貨商(八・〇五%)、小間物商(九・二七%)等である。

最後に不明と記入したもの、最も多いのは左の業種であるが、これには多く現金賣で、全然品物の配達もせず、その常得意の住所も判らないものが大分含まれて居り、その常得意は大體近距離に限られてゐると見るべきであらう。玩具商(五七・一四%)、荒物商(四七・五〇%)、文房具商(三八・八〇%)、時計眼鏡貴金屬商(三五・九四%)、瀬戸物商(三五・三〇%)、菓子パン商(二七・五三%)。

この外比較的不明のもの、多いものには家具商(一九・八二%)、洋服商(二九・五一%)があるが、これはこの二業種の様に業者が軒を並べて存在してゐると、買ひたい者は其處に出向き、各店比較の上、氣に入つたものを買つて行く

ことが多く、従つて一現の客を主とするものによると考へられる。米穀商は不明のもの一・〇三%、薪炭商一・九一%、酒類商二・〇〇%に過ぎないのは、之等の業種は孰れも配達を要する商品を取扱ふもので、一現の客の殆どない事を示してゐる。

資源愛護標語

一寸待て此れも何かの役に立つ
活かす廢品微笑む家庭
屑と思ふな活かして使へ
活かす資源に輝く國威

400
253

昭和十五年一月五日印刷
昭和十五年一月十日發行

編輯者兼

二

之宮義雄

印刷者

中

尾五郎

名古屋市中區大港町四丁目一番地
名古屋商工會事務所
名古屋市中區千代田五丁目十六番地
株式會社 一 監 社

終

産業の振興は協同一致
統制ある同業組合から

昭和九年
三月十八日設立

名古屋實業組合聯合會

電話代表中③二一八二番

名古屋市中區大池町四丁目一番地
名古屋商工會議所内

0
3